

令和3年度の介護保険料

65歳からは、健康保険料とは別に個人ごとに介護保険料を納めます。介護保険料は基準額をもとに所得によって9段階に区分されます。基準額は、佐々町の高齢化の状況や介護給付費の見込みに基づき3年に1度見直しを行います。

令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料は、**前期の第7期と同額とし、据え置きます。**

所得段階	対象者	R3～R5年度 年間保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方、または、住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	20,600 円
第2段階	住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	34,300 円
第3段階	住民税世帯非課税で課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方	48,000 円
第4段階	本人が住民税非課税世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	61,800 円
第5段階	本人が住民税非課税かつ世帯課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	68,700 (基準額) 円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	82,400 円
第7段階 (※)	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	89,300 円
第8段階 (※)	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	103,000 円
第9段階 (※)	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上の方	116,800 円

※所得段階が第7～9段階については、R3年度から対象者の基準が変わります。

所得段階	対象者	変更後	対象者
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上 200万円未満 の方	→	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上 210万円未満 の方
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 200万円以上300万円未満 の方		本人が住民税課税で合計所得金額が 210万円以上320万円未満 の方
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が 300万円以上 の方		本人が住民税課税で合計所得金額が 320万円以上 の方